岐阜県アウトドアツーリズムPR動画等撮影・制作業務委託
仕　様　書

第１　委託業務名

岐阜県アウトドアツーリズムPR動画等撮影・制作業務

第２　業務委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

第３　業務の目的

本県は、豊かな自然環境のもと、四季を通じて多様な自然アクティビティを楽しめる地域であるとともに、西日本最大級のスキー場や日本有数のキャンプ場に加え、関連用品店などの事業者も多く、国内でも屈指のアウトドアエリアである。

また、本県には、アウトドア上級者のみならず、特別な装備がなくても、温泉、ウォーキング、果物狩り等自然に触れ、「健康」や「癒し」につながる地域資源も多く、「観光」や「アウトドア」との親和性が高いものの、これら一つ一つが個別のPRに留まっているのが現状である。このため、県は、関係事業者と連携した一体的なプロモーションを展開し、自然アウトドア、健康・癒しの魅力にあふれる県として全国的な認知度向上及び誘客促進を図ることとしている。

本業務では、本県の豊富な自然アウトドア資源をテーマ別に整理・可視化したショート動画を中心としたPRコンテンツを制作することで、今後、県の観光プロモーション等で幅広く岐阜県のアウトドアの魅力と多様性を発信し、国内旅行者の認知度向上及び実際の来訪・体験につながる誘客を促進する。

なお、本業務は、令和８年度に県が実施する「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運営業務」における「ブランディング業務」と連携し実施するものとする。

第４　業務内容

本業務の目的、現状や他県の状況を踏まえて、訴求ターゲットを明確にし、本県のアウトドアの魅力を効果的に整理し、以下に示すとおり動画及び写真により可視化する企画を提案すること。

（１）共通事項

ア　受託者は、本業務の目的及びアウトドアツーリズム関連施策やブランドコンセプトなどの本県の取組を十分理解した上で業務を実施すること。

※参考 別添１：令和８年度岐阜県自然アウトドア資源等を活用した観光誘客キャンペーン全体概要 別添２：県内コンテンツイメージ（例）

イ　屋外での撮影（特に水辺や山岳地帯、乗り物等の利用）に際しては、撮影

スタッフ及びモデル、近隣住民、通行人等の安全に十分留意し、事故やケガのないよう必要な対策を講じるとともに、撮影の申入れ、許可申請、周辺住民への説明等を必要に応じて実施すること。また、本業務の成果物が、不適切な場所への立入やマナー違反となる行為等を誘発することのないように留意すること。

ウ　県と協議の上、業務運営体制、連絡体制、撮影及び制作スケジュール等を示す事業全体管理計画を作成すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。

エ　本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。同責任者は、やむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しないこと。

オ　成果物に重大な誤りがあった場合は速やかに県に報告するとともに、受託者が修正、再作成等の必要な処置を講じること。受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

カ　事業の詳細及び本書に記載のない事項については、都度、県と協議すること。

キ　県が実施する「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運営業務」と連携を図り調整を行うこと。業務の実施にあたっては、県と協議のうえ実施すること。

ク　本業務の成果物を活用した情報発信については別途行うため、本業務には含まないことに留意すること。

（２）PR 動画の制作

ア　企画・構成

映像を通して岐阜県内における自然アウトドア資源の魅力を発信するために最適な映像、構成、ナレーション、テロップ等を企画すること。なお、使用言語は日本語とする。

イ　制作本数及び規格

（ア）概要

・テーマ別に６本以上のショート動画及び１本以上のロング動画を制作すること。

・以下のテーマ例を参考に撮影対象・テーマ別の構成案・コンセプト等を提案すること。

【テーマ例】※独自のテーマを提案することも可とする。

- 山（登山・トレッキング・山岳景観）
- 川（清流体験、川遊び、釣り等）
- 里（里山・農・暮らし体験）
- キャンプ・BBQ 等体験
- 冬季アウトドア（雪・スキー等）

➢ 健康、癒し、遊び

・効果的な動画の撮影時期や方法を提案すること。

・提案にあたって、撮影場所は、岐阜県５圏域（岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨）の地域バランスに配慮すること。

（イ）規格等

・動画の本数及び長さは以下のとおりとする。

・ショート動画：６本以上（テーマ別、各 30 秒程度）

・ロング動画　：１本以上（３分以上、上記ショート動画のダイジェスト版とすることも可。）

・映像表現は臨場感・没入感を意識した構成とすること

・自然のスケール感、体験の魅力が伝わる映像表現とすること

・（２）イ（ア）で提案を行った構成案について、動画の絵コンテやカット割り表等により全体像を示すとともに、訴求ポイントを明示すること。

・編集工程においては、県による内容確認および修正指示に対応し、必要に応じて調整を行うこと。

・音楽・効果音等の素材については、著作権処理が不要なもの、または適切に権利処理されたものを使用すること。

（ウ）活用想定

YouTube、Instagram、Web サイト、イベント上映等、複数媒体での利用を想定した汎用性の高い構成とすること

ウ　撮影

（ア）撮影場所は、岐阜県５圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）の地域バランスに配慮し、県と協議の上決定すること。

（イ）動画の制作にあたり撮影を実施し、被写体となる施設・実施主体等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の事前手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。撮影・取材にかかる経費（施設入場料、使用料、体験料、必要な小道具、交通費等を含む）の一切を委託費に含むこと。

（ウ）撮影にあたり、動画のテーマごとに、撮影の画角、方法、枚数、データの管理方法等を記載した撮影計画書及び絵コンテを、撮影のアポイントを行う２週間前までに作成し、県の承諾を得ること。

（エ）映像は新規撮影を原則とし、県からの提供はないものとする。ただし、県と協議の上、受託者が所有または適法に権利処理された既存素材の一部使用を可とするが、映像全体のトーンを揃えること。

（オ）屋外での撮影については、撮影スポットの特性等を考慮し、天候や光の方向等の条件が整った時に実施すること。夜間等の撮影においては、照明機材等を適切に使用し、鮮明な画像を撮影できるようにすること。

（カ）季節や天候、行催事の様子等、スケジュール的に撮影が困難な場合に備え、必要な予備日を見込むこと。

（キ）撮影許諾が得られる地点においてはドローンの活用、撮影場所や時間帯の工夫等により、本県のアウトドアの魅力を効果的に伝える映像とすること。上記に必要な許認可に係る手続きは、事業者において行うこと。

（ク）アウトドアの魅力を効果的に伝えるため、動画に出演するモデルを事前に手配すること。出演者及び出演範囲は、県と協議のうえ決定することとし、肖像権や著作権に係る必要な手続き及びそれに係る謝金・交通費等の費用の支払いは、受託者が行うこと。

（ケ）全ての撮影において、本事業と類似する事業経験があり、かつ岐阜県の情報に精通しているクリエイティブディレクターまたはアートディレクターに相当する者が参加し、的確な指示を行うこと。カメラマンは、動画撮影を主とする企業または団体に５年以上勤務実績、または独立起業している場合は独立前と合算して５年以上の経験を有し、あらゆる被写体撮影に秀でていること。

エ　編集

（ア）撮影した映像を加工し、繋ぎ合わせるとともに、BGM やナレーション等の音響・音声効果を活用した編集を行うこと。

（イ）編集に際しては、岐阜県の地域特性および魅力に関する知見を有し、かつ動画編集を主とする企業または団体において 5 年以上の実務経験、または独立起業の場合は独立前を含め 5 年以上の経験を有する編集者が担当すること。また、当該編集者は企画意図を十分に理解し、訴求効果の高い映像表現を実現できる能力を有すること。

（ウ）イベント会場等での上映や県公式 YouTube 等での配信を行うために、必要な権利処理及びそれに係る費用の支払いは、受託者が行うこと。

（エ）ナレーションを付与した場合は、その内容をテキストファイル等で納品すること。

オ　映像プレビュー（試写・校正）

（ア）制作状況及び内容確認のため、映像プレビューを４回程度実施し、県の了解を得ること。

（イ）プレビューの結果、県の要請に応じて修正できる体制を整えること。

（ウ）プレビューに必要なデータは、ファイルの閲覧や動画配信サービス等、県が容易に確認できる形で用意すること。

（エ）映像プレビュー時の内容確認において、県が映像の流れを俯瞰し、場面ごとに修正指定をすることができるような絵コンテ（ストーリーボード）を添付すること。

カ　納品

・解像度及びアスペクト比については、今後の SNS や YouTube への投稿、広告配信、旅行博や商談会等での活用を見据え、適切な規格を提案すること。

・そのまま視聴できるデータ及びパソコン、スマートフォン等での使用、YouTube チャンネルへの掲載を想定した軽量化データを納品すること。

・撮影記録一式（撮影場所、モデル等一覧を含む）を納品すること。

（３）PR 画像素材（写真）の撮影

岐阜県内における自然アウトドア資源の魅力を発信する際に活用可能な、魅力的な PR 画像素材（写真）を撮影、収集すること。

ア　撮影

（ア）効果的に岐阜県のアウトドアの魅力を伝えられる 15 箇所以上の撮影スポット等を独自に提案すること。提案する撮影スポット数と実際に撮影を行う予定の撮影スポットの数が異なる場合は、提案書及び積算書に明示すること。また、季節による雰囲気の違いが顕著な場合は別の季節の撮影、モデルの有無によってイメージ等が変わる場合はモデルの有無を変えた撮影をするなど、今後、撮影した写真を観光プロモーション等で利用していく上で有効と考えられる撮影時期や撮影手法を提案すること。

（イ）撮影スポット１か所につき、一見で各資源を認識できる観光宣材写真１枚以上に加え、より各資源の魅力や体験・体感方法等が伝わるような画角の写真を複数枚撮影すること。人物が映らないまたは特定できない写真も複数枚撮影すること。臨場感・没入感を意識した構成とし、自然のスケール感、体験の魅力や楽しさが伝わる写真表現とすること。

（ウ）撮影にあたり、それぞれの担当者を定め、撮影の画角、方法、枚数、データの管理方法等を記載した撮影計画書を作成し、事前に県の承諾を得ること。

（エ）パンフレット、Instagram、Web サイト、イベント資料等、複数媒体での利用を想定した汎用性の高い構成とすること。

イ　留意事項

（ア）撮影場所は、地域及びテーマのバランスに配慮し、県と協議の上決定すること。

（イ）被写体となる施設・実施主体等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の事前手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、体験料、必要な小道具、交通費等）は、すべて委託料に含まれる。

（ウ）屋外での撮影については、撮影スポット等の特性を考慮し、天候や光の方向等の条件が整った時に実施すること。夜間等の撮影においては、照明機材等を適切に使用し、鮮明な画像を撮影できるようにすること。

（エ）撮影場所や時間帯の工夫等により、本県のアウトドアの魅力を効果的に伝える画像とすること。

（オ）アウトドアの魅力を効果的に伝えるため、事前に出演するモデルを手配すること。出演者及び出演範囲は、県と協議のうえ決定することとし、肖像権や著作権に係る必要な手続き及びそれに係る謝金・交通費等の費用の支払いは、受託者が行うこと。

（カ）全てのスポット等の撮影において、本事業と類似する事業経験があり、かつ岐阜県の情報に精通しているクリエイティブディレクターまたはア

ートディレクターに相当する者が参加し、的確な指示を行うこと。カメラマンは、静止画撮影を主とする企業または団体に５年以上勤務実績、または独立起業している場合は独立前と合算して５年以上の経験を有し、あらゆる被写体撮影に秀でていること。

ウ　納品

・解像度及びアスペクト比については、今後の SNS や YouTube への投稿、パンフレット、ポスター、Web サイト、イベント資料等、複数媒体での利用等を見据え、適切な規格を提案すること。

・納品形式はＪＰＥＧデータとする。また、当該画像素材及びその前後で撮影した活用可能な画像を raw データにて納品すること。

・撮影記録一式（撮影場所、モデル等一覧を含む）を納品すること。

・画像は、スポット毎にフォルダに格納し、ファイル名を付すこと。

第５　県への提出書類等

（１）見積内訳書

契約締結後、速やかに見積内訳書を提出すること。

（２）実施計画書

契約締結後、速やかに業務実施に係る事業計画書（実施体制、スケジュール等を記載）を作成し、県の承認を得ること。

（３）委託業務完了届

受託者は本業務完了後、令和９年３月３１日までに以下の（１）～（３）の書類及びデータを提出すること。

（ア）　事業報告書（業務の実施期間、実施内容、成果物の概要、撮影日付、撮影者名、その他県が必要とする内容）

（イ）　第４に規定する成果物一式（外部記録媒体等により納品すること。）

（ウ）　委託業務完了届

第６　支払条件等

（１）原則として、委託業務完了後に本業務に係る経費を支払うものとする。受託者は、前条の規定により委託業務完了届を提出し、県の検査に合格した後、所定の手続きに従って契約金額の支払いを県に請求できるものとする。

（２）県は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

（３）本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができるものとする。概算払を請求したときは、本業務完了後、遅滞なく県に対して精算報告書を提出しなければならない。

（４）上記（３）による精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定するものとする。

第７　業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

（３）個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号)、個人情報保護に関する法律施行令（平成１５年政令第 507 号）及び別記１「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（４）著作物の利用

別記２「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

（５）セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記３「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

（６）守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

（７）立入検査

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、または事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

（８）知的財産権の取扱い（著作権は除く）

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

（９）関係書類等の整備

ア　本業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿等を整備し、業務終了後５年間は保存すること。

イ　県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対し

て報告させ、または、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合があるが、速やかに協力すること。委託業務終了後も同様とする。

第８「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

（１）妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

（２）不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。

第９　業務の継続が困難となった場合の措置について

（１）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第 10　その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。 また、本委託業務実施にあたっては、県や関係団体と十分に協議したうえで行うこと。

令和８年度自然アウトドア資源等を活用した観光誘客キャンペーン全体概要

別添1

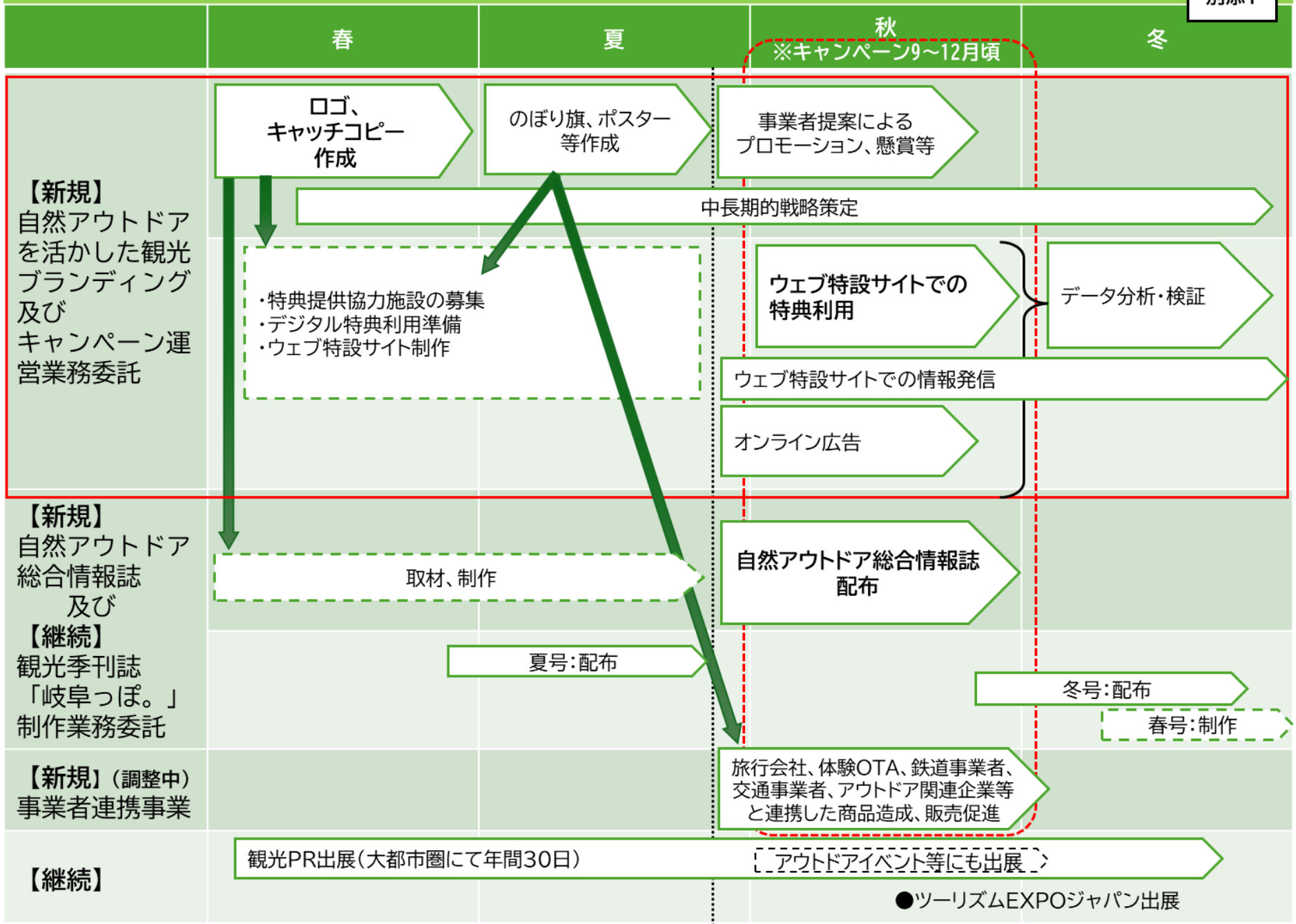

別添2

県内コンテンツイメージ（例）

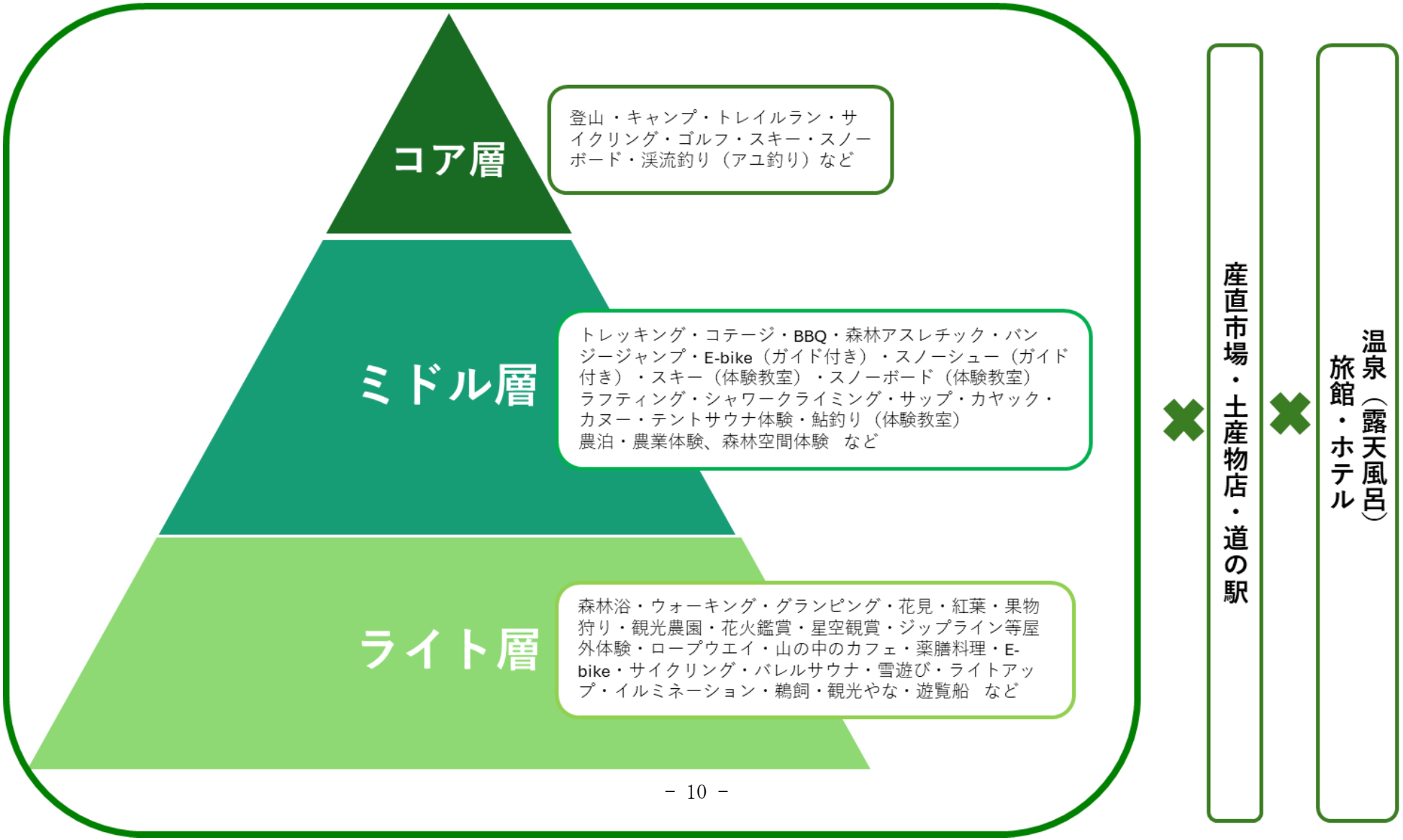

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第３　乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

２　乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

３　乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

４　乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（教育の実施）

第４　乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第５　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の制限）

第６　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第７　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

３　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

５　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

６　乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

７　乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち

出してはならない。
8　乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
9　乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
10　乙は、第１項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
⑴　個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
⑵　個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
⑶　個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
⑷　個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）
第８　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
２　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
３　乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
４　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
５　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）
第９　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）
第10　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）
第11　乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
２　乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
⑴　再委託を行う業務の内容
⑵　再委託で取り扱う個人情報
⑶　再委託の期間
⑷　再委託が必要な理由
⑸　再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
⑺　再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託の相手方の監督方法
３　前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
４　乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について

具体的に規定しなければならない。
5　乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
6　再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第２項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
7　前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第２項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
⑴　再々委託を行う業務の内容
⑵　再々委託で取り扱う個人情報
⑶　再々委託の期間
⑷　再々委託が必要な理由
⑸　再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
⑺　再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託先における再々委託の相手方の監督方法
8　乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第12　乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第９に準ずるものとする。
2　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）
第13　甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）
第14　乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
2　乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
3　乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）
第15　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
2　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）
第16　乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記２

著作権等取扱特記事項

（著作者人格権等の帰属）

第１　岐阜県アウトドアツーリズム PR 動画等撮影・制作業務委託仕様書第４で作成される成果物（以下、「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。

２　成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

（著作権の譲渡）

第２　成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

２　成果物の作成のために受注者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真、動画その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

一　原稿

二　イラスト、図表

三　写真

四　動画

３　前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真、動画その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受注者に譲渡させるものとする。

一　受注者の従業員

二　本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

４　第１項及び第２項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（著作物の利用許諾）

第３　成果物の作成のために受託者が提供した原稿、原画、写真、動画その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものについては、受託者は契約締結日より最短で５年間の利用許諾を県に認めるものとする。

一　モデル入りの写真・動画

（著作者人格権）

第３　受注者は、岐阜県に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

２　県は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

（保証）

第４　受注者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

（成果物等の電子データが入った納入物の提供）

第５　受注者は、県に対し、成果物等の電子データが入った納入物を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。

２　前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

３　第１項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物等の引渡し時に県に移転する。

別記３

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第１条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

（用語の定義）

第２条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

（１）ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）

（２）ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）

（３）ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（責任体制の明確化）

第３条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ管理責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

２　受託者は、セキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

（業務従事者の特定）

第４条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から１週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

２ 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

３ 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

（教育の実施）

第５条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第６条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（情報資産の利用場所）

第７条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

（情報資産の適切な管理）

第８条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（１）第４条第１項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。

（２）本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

（３）発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第７条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

（４）発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。

（５）管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。

（６）管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

（情報資産の利用及び提供の制限）

第９条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託）

第１０条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者の書面による承認を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

２ 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

３ 受託者は、発注者の書面による承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第３条並びに第４条第１項及び第２項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から１週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

４ 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

（調査）

第１１条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を定期的に確認し、調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第１２条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故等報告）

第１３条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

２ 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

（実施責任）

第１４条　受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

２　受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

（納品物のセキュリティ）

第１５条　受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

（体制報告書）

第１６条　受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（履行報告書）

第１７条　受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策の履行状況について明らかにした履行状況報告書を作成し、１年に１回以上発注者に提出しなければならない。

（実施報告書）

第１８条　受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年　月　日

岐阜県知事　様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	○○　○○	
対策項目		**確認欄**
１．メール誤送信防止システムの導入の有無について		
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】		□
メール誤送信を防止するためのシステムを導入していない場合は、複数人に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、メールアドレスをＢＣＣ欄に設定し、複数人で確認のうえ送信している。		□
２．情報セキュリティマネジメントシステムについて		
ISMS(Information Security Management System)適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】		□
※ISMS 認証を取得している場合は以下３及び４の確認は不要		
３．システム的対策		
（１）　リスク低減のための措置		
	①パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	□
	② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	□
	③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	□
（２）　インシデントの早期検知のための取組 **※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい**		
	① サーバ等における各種ログを確認している。	□
	② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	□
（３）　インシデント発生時の適切な対処・回復		
	データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	□

４．人的対策		
（１） 組織における対策		
	① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】	□
	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	□
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	□
（２） 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	□

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年　月　日

岐阜県知事　様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ対策履行状況報告書

に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、履行状況を報告します。

□情報セキュリティ対策の履行状況の概要を記載（又は概要資料を添付）

年　月　日

岐阜県知事　様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

□情報セキュリティ対策の実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）